

2021年1月9日

広島教区の皆様へ

2020 教区代表者会議準備事務局

2020 教区代表者会議代議員選出基準について

2020 教区代表者会議代議員選出基準を下記のとおり示します。なお、「1. 信徒と在俗会の会員（法第 463 条第 1 項第 5 号）の選出基準（小教区信徒選出基準）」と「4. 広島司教区で在住している司祭（法第 463 条第 1 項第 2 号、第 4 号、第 7 号及び第 8 号並びに第 2 項）の選出基準」の代議員定数の最終確定時期は、「1. 小教区信徒選出基準」については 2020 年広島教区教会現勢調査報告の確定後（2021 年 3 月頃）、「4. 司祭選出基準」については 2021 年復活祭後の人事異動確定後（2021 年 4 月頃）とします。

つきましては、各小教区等において 2020 教区代表者会議代議員候補者を 2021 年 3 月までに選出してください。候補者選出の際は 2021 年 4 月以降転勤等による司教区外へ転出等も考慮してください。また、代議員の最終登録は、2021 年度 6 月開催予定の教区宣教司牧評議会の承認をもって確定・登録されます。

法…カトリック教会法典

付属資料…2020 年教区代表者会議代議員名簿

1. 信徒と在俗会の会員（法第 463 条第 1 項第 5 号）の選出基準（小教区信徒選出基準） [50 名]

①小教区の信徒台帳に登録されている信徒数の規模により所属している信徒と在俗会の会員のうち満 18 歳（2021 年 4 月 2 日現在）以上の者から代議員を 1～2 名を選出する。なお、巡回教会は所属小教区の選出人数に含む。

a) 代議員数が 1 名の小教区

山口・島根地区	広島地区	岡山・鳥取地区
・小野田・北若山教会 ・高千穂教会 ・萩教会 ・光教会 ・出雲教会 ・津和野教会	・尾道教会 ・翠町教会 ・呉教会 ・東広島教会 ・廿日市教会 ・三篠教会	・倉吉教会 ・岡山南教会 ・笠岡教会 ・玉島教会 ・玉野教会 ・津山教会

<ul style="list-style-type: none"> ・浜田教会 ・益田教会 ・岩国教会 ・下松教会 ・宇部教会 ・長府教会 ・徳山教会 ・彦島教会 ・防府教会 ・松江教会 	<ul style="list-style-type: none"> ・三次教会 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取教会 ・米子教会 ・水島教会
--	---	---

b) 代議員数が2名の小教区

山口・島根地区	広島地区	岡山・鳥取地区
<ul style="list-style-type: none"> ・細江教会 ・山口教会 	<ul style="list-style-type: none"> ・観音町教会 ・祇園教会 ・幟町教会 ・福山教会 ・三原教会 	<ul style="list-style-type: none"> ・岡山教会 ・倉敷教会

②選出する代議員は可能であれば下記のこと配慮のこと

- a) 入信5年未満(2016年以降に受洗した者)で年齢50歳未満を候補者として検討する(教会の将来を担う人が代表者会議で2023年以降の宣教司牧事項を検討するため)
- b) 外国籍の者または外国籍の者の世話をしている者を候補者として検討する(多文化共生による教会の宣教司牧事項を検討するため)

2. 宣教司牧を担当しているグループ及びカトリック系法人の代表者(法第463条第2項)の選出基準(グループ別選出基準)[25名]

①宣教司牧を担当しているグループは活動地域ごとに代議員を1~2名選出する。[12名]

教区全域	地区毎
<ul style="list-style-type: none"> ・カテキスタ会 (ロレンソ会会員1名+養成スタッフ1名) ・召命学校(1名) 	<ul style="list-style-type: none"> ・教会学校リーダー会(各地区1名) ・青年会(各地区1名) ・J-CARM(各地区1名)

②カトリック系法人の代議員は次の区分で最大1名を選出する。[最大13名]

連盟又は法人名	校種又は設置県
カトリック広島司教区幼稚園・保育連盟	(1名)

松徳学院	中学・高等学校（1名）
ノートルダム清心学園	大学（1名） 岡山県設置学校（小・中・高）（1名） 広島県設置学校（中・高）（1名）
上智学院	広島学院中学・高等学校（1名）
福山暁の星学院	小学・中学・高等学校（1名）
サビエル学園	高等学校（1名）
萩光塩学院	中学・高等学校（1名）
エリザベト音楽大学	（1名）
純心聖母会	山口県（1名）
光の園	広島県（1名）
あすなろ会	鳥取県（松の聖母）（1名）

3. 修道院と使徒的生活の会の代表者（法第 463 条第 1 項第 9 号及び第 2 項）の選出基準 [8 名]

- ①各地区の修道女連盟よりそれぞれ 2 名選出する。[6 名]
- ②次の各号に該当する修道会の修道士よりそれぞれ 1 名選出する。[2 名]
 - a) イエズス会
 - b) 愛徳修士会

4. 広島司教区管轄地域に在住している司祭（法第 463 条第 1 項第 2 号、第 4 号、第 7 号及び第 8 号並びに第 2 項）の選出基準 [56 名]

選出基準	役務名称等
司教代理（法第 463 条第 1 項第 2 号）	司教総代理 法務代理
地区長（法第 463 条第 1 項第 7 号）	広島地区 山口島根地区 岡山鳥取地区
司祭評議員（法第 463 条第 1 項第 4 号）	教区顧問（上記選出基準二項目除く） 広島地区 山口島根地区 岡山鳥取地区
司牧に関わっている司祭 （法第 463 条第 1 項第 8 号）	広島地区 山口島根地区 岡山鳥取地区
引退司祭（法第 463 条第 2 項）	

※在籍別（参考）

法人名	氏名
広島司教区（20名）	
イエズス会（24名）	
淳心会（4名）	
ミラノ宣教会（3名）	
フィリピン宣教会（2名）	
その他（3名）	

以上